

別紙 2

同 意 書

(未登記家屋異動届 相続用)

令和 年 月 日

(あて先) 印西市長

未登記家屋の所有者は、相続人全員の協議の結果、未登記家屋異動届のとおり決まりましたので、相続人全員が署名し同意します。

相続人全員（現所有者含む）の署名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

住 所 氏 名

※遺産分割協議書が作成されていない場合のみ提出して下さい。

相続人に関しては裏面を参照して下さい。

相続人とは

遺産を相続する人のことを「相続人」と呼び、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

配偶者と共に相続人になることができる人には順位がついています。

被相続人の配偶者⇒常に相続人となる

第1順位 被相続人の子、孫、養子縁組した子、認知された子

第2順位 被相続人の直系尊属（両親、祖父母）

第3順位 被相続人の兄弟姉妹、甥・姪

上位順位の相続人がひとりでも存在している場合は、下位順位の人には相続人になる事はできません。

また、被相続人の内縁関係（法律婚をしていない）の夫又は妻、離婚した元夫又は元妻も相続人にはなることはできません。

認知されている子や養子縁組された子は法律上の子（嫡出子）と同様に相続人になる事ができます。